平成２９年（フ）第４６号
京都府亀岡市大井町かすみケ丘16番９号
債務者　仲谷　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
京都府京丹後市峰山町長岡315番地の１　府営住宅長岡団地２棟　101号
債務者　本城　由美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４７号
京都府福知山市字猪崎1084番地　寿荘２－１号
債務者　坂田　健治
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県加西市山下町1130番地の１、前住所岡山県玉野市日比４丁目10番13号
債務者　中川　　彩（旧姓平）
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２８７号
香川県木田郡三木町大字池戸3495番地１
債務者　生島　達雄
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０９号
長崎県大村市諏訪１丁目886番地８、旧住所長崎県諫早市高来町下与632番地112　西尾アパート１号
債務者　加藤　洋幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
長崎県大村市諏訪１丁目886番地８、旧住所長崎県諫早市高来町下与632番地112　西尾アパート１号
債務者　加藤　玉美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３８２１号
大阪市住之江区南港中５丁目６番22―1103号
債務者　田中　義和
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７２号
大阪市西成区北津守３丁目９番２―501号
債務者　岸　　節男
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７３号
大阪市西成区北津守３丁目９番２―501号
債務者　岸　　末美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１７７号
大阪府高槻市塚原３丁目16番12―606号
債務者　村上　隆宏
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２０４号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―1021号
債務者　安藤　優美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２８５号
大阪市淀川区十三本町１丁目18番10―1001号
債務者　村尾　隆志
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１８号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目11番地の５、前住所大阪府摂津市鳥飼本町５丁目７番14号
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３６９号
大阪市淀川区十三東４丁目11番22号、前住所大阪市淀川区十三東２丁目11番６号
債務者　村林　　勲
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５１号
大阪市平野区長吉長原１丁目４番９－208号
債務者　枚島　道子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４６９号
大阪市平野区長吉長原東３丁目４番37―306号
債務者　脇迫　利治
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部